

平成七年十一月二十一日受領
答弁一四第号

内閣衆質一三四第一四号

平成七年十一月二十一日

内閣総理大臣 村山富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員榑崎弥之助君提出郵政省綱紀肅正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員橋崎弥之助君提出郵政省綱紀肅正に関する質問に対する答弁書

御指摘の郵政省の現職局長等の綱紀に関する問題について、郵政省において調査を行った結果を、次のとおり答弁する。

一から三までについて

平成七年七月三十一日夕刻、東京都台東区浅草において、一で御指摘の兩名が、企業役員五名と会食懇談を行っている。

また、平成六年十月十日、静岡県内において、二で御指摘の職員が、企業役員等とゴルフを行っている。

四について

郵政省に、御指摘のような慣例は認められないが、特定の部署において、部外者から賤別を受けていた複数の事例があった。

事実関係は以上のとおりであるが、公務員は、いやしくも国民の不信を招くような行為については、厳に慎むべきであり、郵政省としては、御指摘の趣旨をも踏まえ、今後とも綱紀の肅正に全力を尽くしてま

い
り
た
い。
。